

伊勢崎市ふるさと寄附金業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ふるさと寄附金業務の効率化を図るとともに、伊勢崎市（以下、「本市」という。）の取り組みに共感、応援してくれる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図るために必要な業務を委託する事業者（以下、「受託者」という。）を公募型プロポーザルにて募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託名 伊勢崎市ふるさと寄附金業務委託
- (2) 業務内容 別紙「伊勢崎市ふるさと寄附金業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、令和7年第1回伊勢崎市議会定例会において、本事業委託に係る予算が可決されない場合は、契約は行わないものとする。また、受託者決定から令和7年3月31日までは引継ぎ期間及びシステム等の準備期間とし、当該準備期間中は受託者の責任において引継ぎ準備を行い、費用等については受託者が負担するものとする。

なお、本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、令和10年3月31日まで、年度ごとに予算の範囲内で随意契約をできるものとする。

3 ふるさと寄附金の実績及び想定

(1) 実績

過去3カ年の本市の実績は下表のとおり。

(仕様書に指定するポータルサイト以外の寄附も含めた実績)

また、令和6年度は返礼品調達割合の上限を20%としている。

	寄附件数（件）	寄附金額（万円）	返礼品提供事業者数
令和4年度	30,915	36,029	73
令和5年度	17,342	26,775	89
令和6年度	4,801	11,195	91

※令和6年度は11月末時点

(2) 想定

令和7年度は、現状の体制に基づき寄附件数12,000件、寄附金額25,000万円を想定しているが、本プロポーザルによる優れたPR等により寄附金額増と経費縮減を目指している。

4 業務委託料

業務委託料は次のとおりとする。

(1) 基本委託料

寄附金額に対する一定割合とし、6%（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

(2) 返礼品調達費

実際に返礼品の調達にかかった費用。なお、寄附1件あたりの調達費は、梱包代等の諸経費並びに消費税及び地方消費税相当額を含む。

(3) 返礼品配送料

実際に返礼品の発送にかかった費用。

(4) 寄附金受領証明書等処理費

寄附金受領証明書等の作成、発送に要する費用。

5 参加資格

伊勢崎市ふるさと寄附金業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始申立てがされている者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市市条例第32号）第2条第3号及び第4号の規定に該当しない者であること。

(5) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシス

テム（ISMS）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

（６）令和３年度以降、単年度で５億円以上の寄附金を受け入れた地方公共団体から、その年度において、返礼品の調達、配送管理業務を受注した実績が５件以上あること。

（７）ふるさと寄附金業務受託の実績年数が３年以上あること。

６ 質問書の受付及び回答

本企画提案の仕様書等に関して質問がある場合は、必ず本プロポーザルへの参加を希望する者が「質問書」を作成し、次のとおり提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。不当に混乱を招く恐れがある質問等には回答しないことがある。

（１）提出書類 質問書（様式１）

（２）提出期限 令和６年１２月２５日（水）午後５時

（３）提出先 「１４ 事務局（担当部署）」のとおりに

（４）提出方法

電子メールで質問書を提出すること。なお、電子メールの題名には「【ふるさと寄附金プロポーザル質問書】」と入れることとし、電子メールを送信した後は、送達確認のため、事務局に必ず電話で到着の確認を行うこと。また、送達確認の電話がない質問書については回答しない場合がある。

（５）回答方法

質問に対する回答は、令和６年１２月２７日（金）までに、本市ホームページで公表する。

７ 参加申込

本プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、「５ 参加資格」の要件を満たすことを前提に、次のとおり提出すること。

（１）提出書類

ア 参加表明書（様式２）

イ 会社概要書（様式３）

ウ 業務体制表（様式４）

エ 業務実績書（様式 5）

オ エを証明する契約書の写し（自治体名と業務委託料等の金額が分かる部分のみ）

カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークを認証取得している証書の写し

キ 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（発行後 3 カ月以内）

ク 直近 1 年分の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書）

ケ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後 3 カ月以内）

（2）提出期間

令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）から令和 7 年 1 月 8 日（水）午後 5 時まで

（3）提出先

「1 4 事務局（担当部署）」のとおり

（4）提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）に限る。

（5）参加資格結果

令和 7 年 1 月 1 5 日（水）までに全ての参加表明事業者へ結果を書面及びメールで通知し、本市ホームページでは公表しない。なお、参加表明事業者が 7 者以上であった場合は、本項（1）提出書類をもって上位 6 者を選定する。

（6）その他

参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

8 企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書

イ 見積書（様式 6）

（2）提出期間

令和 7 年 1 月 1 5 日（水）から令和 7 年 1 月 2 2 日（水）午後 5 時まで

（3）提出先

「1 4 事務局（担当部署）」のとおり

（4）提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）及び電子データで提出すること。ファイル形式については、Adobe 社の PDF とし、「（3）提出先」で示したメールアドレスに電子メー

ルで提出すること。電子メールの題名には「【ふるさと寄附金プロポーザル企画提案書及び見積書】」と入れることとし、電子メールを送信した後は、送達確認のため、事務局に必ず電話で到着の確認を行うこと。なお、提出の順番は持参又は郵送での提出後に、電子メールで提出すること。

(5) その他留意事項

ア 企画提案書（見積書を含む。）は自由様式とするが、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷とし、25ページ以内を目安として作成すること。

イ 企画提案書等の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

ウ プレゼンテーション当日における、企画提案書等の追加資料の配布は認めない。

エ 持参又は郵送の提出部数は正本8部とする。なお、提出のあった資料は返却しない。

9 審査方法等

(1) 伊勢崎市ふるさと寄附金業務委託公募型プロポーザル選定委員会

伊勢崎市ふるさと業務委託公募型プロポーザル選定委員会(以下、「委員会」という。)は、下記に掲げる職にある者をもって組織する。

ア 副市長

イ 企画部長

ウ 産業経済部長

エ 企画部副部長

オ 企画調整課長

カ 返礼品提供事業者

(2) 審査方法

審査については、委員会において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションにより、別紙「評価基準書」に基づき、委員会委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の合計が最も高い者を、第一順位の受託候補者として選定する。なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、前記「4 業務委託料」のうち、(1)基本委託料により比較し、順位を決定する。

(3) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査する。

- ア ポータルサイトの管理運営
- イ 返礼品の充実、強化、出荷、配送管理
- ウ PR、プロモーション
- エ データの適正管理
- オ 業務執行体制
- カ スケジュール
- キ 類似業務の受注実績
- ク 独自提案（企業版ふるさと寄附金、地域活性、魅力発信、その他）
- ケ 見積金額

（４）失格基準

以下のアからウまでのいずれか一つでも該当する場合、当該業務の遂行に支障を満たすものとし、失格とする。

- ア 評価基準書の各項目いずれかが０点のもの
- イ 各委員の評価点の合計が２００点未満のもの
- ウ 提示する基本委託料が寄附金額に対して６％（消費税及び地方消費税を除く。）を超えたもの

（５）プレゼンテーションの実施

- ア 企画提案書を提出した者は、令和７年１月２９日（水）に行う委員会において、非公開によるプレゼンテーションを行う。開始時間、場所等については、別途通知する。なお、企画提案者が多数の場合は複数日に分けて実施する場合がある。
- イ ヒアリングは１者につき２５分（説明１５分、質疑１０分）を目安とする。
- ウ 参加人数は３名以内とする。
- エ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に事務局まで連絡を行い、伊勢崎市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。
- オ プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

（６）選定結果

令和７年１月３１日（金）までに全ての企画提案者へ、評価点の合計及び平均点並びに本項（３）評価基準に基づく点数の内訳とその平均点を含めた結果を書面及びメ

ールで通知し、本市ホームページでは第一順位の受託候補者の法人名のみ公表する。
なお、次点の企画提案者に対しては、次点である旨を当該企画提案者宛の通知により
知らせ、その他の企画提案者に対しては、順位の公表はしない。

10 契約の締結

特定された受託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基
づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託
候補者との調整、協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案者と協議できるもの
とする。なお、提案のあったポータルサイトの運営事業者及び寄附金納付事務事業者
との契約は、別途本市が直接行う。

11 スケジュール

【時期等、内容】

令和6年12月18日（水）実施要領の公表、公募開始

令和6年12月25日（水）午後5時 質問書提出期限

令和6年12月27日（金）まで 質問に対する回答期限、本市HP公開

令和6年12月18日（水）から

令和7年 1月 8日（水）午後5時まで 参加表明書提出期間

令和7年 1月15日（水）まで 参加資格確認結果通知

令和7年 1月15日（水）から

令和7年 1月22日（水）午後5時まで 企画提案書提出期間

令和7年 1月29日（水）プレゼンテーション実施予定日

令和7年 1月31日（金）まで 選定結果通知、本市HP公開

令和7年 4月 1日（火）契約締結予定日

※プロポーザル内容等の事前説明会は行わない。

※プレゼンテーション詳細日程については、別途通知する。

12 企画提案書の取扱い

（1）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他者の代理をした場合
- キ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記アからキまでに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更や誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く差し替え又は再提出は認めない。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案者の負担するものとする。なお、契約時に発生する費用（印紙代等）については受託者が負担するものとする。

(5) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 企画提案書等は、伊勢崎市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより企画提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

1.3 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本市の承諾を得なければならない。

(2) 複数事業者の共同参加

共同参加により委託業務を遂行するにあたっては、代表事業者を決定した上で各者

の事業分担を明確にし、業務の仕様を満たすこと。なお、契約については、業務内容別の契約も可能とする。

(3) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、本市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(4) 不服申し立て

企画提案者は、候補者として選定されなかったときは、業者選定について不服を申し立てることができない。但し、非選定理由説明要求書（様式8）を提出すれば、理由の説明を求めることができる。この場合においては、非選定理由説明要求書は、選定結果通知書の受領の日から起算して30日以内に提出するものとする。

(5) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 事務局（担当部署）

プロポーザルに係る事務及び受付は事務局で行う。

(1) 担当：伊勢崎市企画部企画調整課街づくり推進係

(2) 所在地：〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

(3) 電話：0270-24-5111（代表）

0270-27-2707（ダイヤルイン）

(4) FAX：0270-23-9800

(5) メール：kikaku@city.isesaki.lg.jp